

ひと
女

ひと
男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

もしかして、DV?～私たちにできることを考える～

11月18日に、男女共同参画セミナー・ちょっと気になる七夕人権考座を開催しました。高木里美さん(NPO 法人福岡ジェンダー研究所理事)を講師に迎え、配偶者や交際相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)の被害を防ぐために、また被害に早く気づくために、私たちにできることについて講演していただきました。講演会の内容の一部を紹介します。

- ◆DVは人権侵害であり、被害者に決して非はない
- ◆大人の暴力を見ることで、子どもは暴力を学ぶ。暴力を見せるのも虐待である。パートナーが対等で尊重しあう関係を作り、子どもたちのお手本になろう
- ◆相談されたときは、立場に関係なくしっかりと話を聞き、暴力を受けている人を決して責めないこと。「よく話してくれたね」の一言を伝えてほしい。また、専門家への相談を勧めることが大切
- ◆もし自分自身が暴力を受けていたら、自分を責めずに、ひとりで解決しようとしなくて、信頼できる人やDV支援の専門家に相談してほしい
- ◆DVや虐待のことをもっと知ってほしい。何回も繰り返し研修などで話を聞くことで、偏見や誤った認識に気づくなど次第に考え方も変わってくる
- ◆「暴力を許さない」意思を表明することが第一歩



<参加者アンケートから>

- ・いろいろと参考になる事例を聞いて勉強になった
- ・暴力に対して敏感にならないといけないと感じた
- ・繰り返しの研修が大切であるとよくわかった
- ・子どもたちの家族にも話してみたい
- ・考え方に落差を感じた。もう少し学習していかないと自分の考えを変えることはできないようだ

暴力は決して許されるものではありません。専門の機関にご相談ください。

◆相談窓口を紹介します

おごおり女性ホットライン
☎092-513-7337

月～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後5時

配偶者や恋人からの暴力のほか、セクシュアル・ハラスメント、仕事、地域、家庭のことなど、さまざまな悩みに専門の女性相談員が対応します。

秘密は厳守します。相談は無料です。

北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)

☎34-8111
月～金(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分

福岡県女性相談所

☎092-711-9874
月～金(祝日除く)
午前9時～午後5時15分

福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎092-716-0424
月～金/午後5時15分～午前0時
土日祝日/午前9時～午前0時

※すべて12月29日～1月3日を除きます

※緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)または☎110番に連絡してください